

「いす」著作権侵害行為差止請求事件：東京地裁平成 21(ワ)1193・平成 22 年 11 月 18 日（民 47 部）判決〈一部認容〉

**【キーワード】**

デザインの著作権，複製権又は翻案権の侵害，著作権法 112 条，民法 709 条・703 条／不競法 2 条 1 項 1 号，3 条 1 項・2 項，4 条，商品形態の類似（判断基準）

**【主 文】**

- 1 被告は，別紙被告製品目録 1 記載の製品を製造し，販売し又は販売のために展示してはならない。
- 2 被告は，別紙被告製品目録 1 記載の製品を廃棄せよ。
- 3 被告は，原告ストック・エイエスに対し，244 万 5333 円及びこれに対する平成 21 年 2 月 21 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 4 原告ストック・エイエスのその余の請求を棄却する。
- 5 原告ピーター・オプスヴィック・エイエスの請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は，原告ピーター・オプスヴィック・エイエスに生じた費用と被告に生じた費用の 4 分の 1 を原告ピーター・オプスヴィック・エイエスの負担とし，原告ストック・エイエスに生じた費用の 4 分の 3 と被告に生じた費用の 4 分の 1 を原告ストック・エイエスの負担とし，原告ストック・エイエスに生じたその余の費用と被告に生じたその余の費用を被告の負担とする。
- 7 この判決は，第 3 項に限り，仮に執行することができる。
- 8 本件につき原告らに対する控訴に伴う付加期間を 30 日と定める。

**【事案の概要】**

本件は，被告（アプリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社）が，いずれも，「いす」である別紙被告製品目録 1 及び 2 記載の製品（以下，同目録 1 記載の製品を「被告製品 1」，同目録 2 記載の製品を「被告製品 2」といい，被告製品 1 と被告製品 2 とを総称して「被告製品」という。）を製造，販売する行為に対し，① 原告オプスヴィック社（ピーター・オプスヴィック・AS）が有する別紙原告製品目録記載のいす（以下「原告製品」という。）のデザインに係る著作権（複製権又は翻案権）を侵害するとして，原告オプスヴィック社が被告に対し，著作権法 112 条 1 項，2 項に基づき被告製品 1 の製造，販売等の差止め及び廃棄（なお，原告らは，被告製品 2 については差止めの対象としていない。以下の②，③においても同じ。）を求めるとともに，民法 70

9条に基づく損害賠償又は民法703条に基づく不当利得の返還を求め、②原告ストック社（ストック・AS）の原告製品に係る著作権の独占的利用権を侵害するとして、原告ストック社が被告に対し、同利用権及び民法709条に基づき被告製品1の製造、販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、民法709条に基づく損害賠償又は民法703条に基づく不当利得の返還を求め、③原告らの周知な商品等表示である原告製品の形態を使用する不正競争行為に該当するとして、原告らが被告に対し、不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項1号、3条1項、2項に基づき被告製品1の製造、販売等の差止め及び廃棄並びに同法4条に基づく損害賠償又は民法703条に基づく不当利得の返還を求めるとともに、不競法14条に基づき謝罪文の掲載を求め、④原告らの営業上の利益を侵害する一般不法行為に該当するとして、原告らが被告に対し、民法709条に基づく損害賠償を求める事案である。

## 1 前提事実

(1) Aは、ノルウェー出身の工芸デザイナーであり、原告製品のデザインは、その代表的なデザインの一つである（甲1ないし11）。

原告オプスヴィック社は、ノルウェー法に基づき設立された会社であり、Aの作品に係る権利を承継し、保有している（甲14、弁論の全趣旨）。

原告ストック社は、家具の製造、販売、輸出等を業とする会社であり、原告製品を製造し、販売している（甲1、3ないし5）。

(2) 被告は、育児用品・子供用乗り物・家庭用品の開発、企画、設計、製造及び販売を業とする株式会社である。

被告は、現在、被告製品1を製造、販売しており、また、被告製品2を販売している（乙36）。

(3) 被告は、平成20年4月1日、アプリカ育児研究会アプリカ葛西株式会社（以下「旧アプリカ社」という。）から事業譲渡を受け、同社の債務について免責の登記（会社法22条2項参照）をしている。

## 2 本件の争点

(1) 被告が被告製品を製造、販売する行為が、原告製品に係るデザインの著作権や著作権の独占的利用権の侵害に当たるか（争点1）

(2) 被告が被告製品を製造、販売する行為が不競法2条1項1号の不正競争行為に該当するか（争点2）

ア 原告製品の形態が不競法2条1項1号の周知な「商品等表示」に該当するか（争点2-1）

イ 原告製品の形態と被告製品の形態が類似するか（争点2-2）

ウ 混同のおそれの有無（争点2-3）

(3) 被告が被告製品を製造、販売する行為が原告らの営業上の利益を侵害す

- る一般不法行為に該当するか（争点3）
- (4) 被告は、旧アプリカ社が平成20年3月31日以前に被告製品を製造、販売したことについて責任を負うか（争点4）
- (5) 原告らの損害ないし損失（争点5）

## 【判 断】

### 1 争点1（被告が被告製品を製造、販売する行為が、原告製品に係るデザインの著作権や著作権の独占的利用権の侵害に当たるか）について

原告らは本件デザインが著作物であり、著作権法による保護の対象となると主張する。

著作権法2条1項1号は、著作物を、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と規定し、同条2項において、「この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。」と規定する。これらの規定は、意匠法等の産業財産権制度との関係から、著作権法により美術の著作物として保護されるのは、純粋美術の領域に属するものや美術工芸品であり、実用に供され、あるいは産業上利用されることが予定されているもの（いわゆる応用美術）は、それが純粋美術や美術工芸品と同視することができるような美術性を備えている場合に限り、著作権法による保護の対象になるという趣旨であると解するのが相当である。

本件デザインは、いすのデザインであって、実用品のデザインであることは明らかであり、その外観において純粋美術や美術工芸品と同視し得るような美術性を備えていると認めることはできないから、著作権法による保護の対象とはならないというべきである。（なお、原告らは、ベルヌ条約加盟国では応用美術が保護されるから、本件デザインは我が国においても著作権法による保護の対象となる旨主張する。しかしながら、同条約は、応用美術の著作物に関する法令の適用範囲及び保護の条件について各国の法令の定めるところとしており（同条約2条7項）、我が国の著作権法における応用美術の保護の範囲の解釈は上記のとおりであるから、我が国以外のベルヌ条約加盟国中に応用美術を保護の対象とする国があったとしても、本件デザインは我が国の著作権法による保護の対象とはならないというべきである。）

よって、原告らの著作権ないし著作権の独占的利用権に基づく請求はいずれも理由がない。（なお、被告製品を製造、販売する行為につき、原告らに対する一般不法行為が成立することを基礎付ける事実を認めるに足りる証拠はない。）

### 2 争点2（被告が被告製品を製造、販売する行為が不競法2条1項1号の不正競争行為に該当するか）について

## (1) 認定事実

前提事実、証拠（甲1、3、5、7ないし9、14ないし16、18ないし23、25ないし27、29ないし41、51、69、70ないし72、乙28ないし30、35、36）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

### ア 原告製品の形態

原告製品は、子供用の木製のいすであり、大きさは、高さ78.5cm、幅45.7cm、奥行き49.2cmである。原告製品の全体の形態は別紙「各製品の全体の形態」1のとおりであり、その形態の特徴は次のとおりである。

- ① 原告製品の側面部分は、側面板と脚板とから構成されており、脚板は地面に平行に配置され、側面から見た場合、脚板の先端と側面板の下端が同一平面で接続されることによって、側面板と脚板とで略L字型の形状を形成しており、脚板の前方先端部は鋭角となっている。側面板と脚板との角度は約66度である。側面板と脚板とから構成される側面部分は二組あり、いずれも地面に対して垂直に配置され、また、二組の上記側面部分は平行に配置されている。
- ② 側面板には地面と平行に14本の溝が形成されている。1枚ずつある座板と足のせ板は、この溝に挿入され、配置されている。
- ③ 側面板の下部及び中央部に1本ずつ金属の棒が配置されている。
- ④ 側面板の上部に2枚の曲線状の背板が配置されている。
- ⑤ 脚板の中央部に横木が1枚配置されている。

### イ 被告製品の形態

被告製品は、子供用の木製のいすであり、大きさは、高さ82.8cm、幅51.0cm、奥行き59.5cmである。被告製品の全体の形態は別紙「各製品の全体の形態」2のとおりであり、その形態の特徴は次のとおりである。

- ① 被告製品の側面部分は、側面板と脚板とから構成されており、脚板は地面に平行に配置され、脚板の先端と側面板の下端が立体的に重ねられ、ジョイントによって接続されている。側面から見た場合、側面板と脚板とで略L字型の形状を形成しており、脚板の前方先端部は丸みを帯びた形状となっている。側面板と脚板との角度は約65度である。側面板と脚板とから構成される側面部分は二組あり、いずれも地面に対して垂直に配置され、また、二組の上記側面部分は平行に配置されている。
- ② 側面板には地面とほぼ平行に（後方に1度傾いている。）13本の溝が形成されている。1枚ずつある座板と足のせ板は、この溝に挿入され、配

置されている。

- ③ 側面板の下部及び中央部に1本ずつ金属の棒が配置されている。
- ④ 側面板の上部に2枚の曲線状の背板が配置されている。
- ⑤ 脚板の後部に横木が1枚配置されている。

ウ 原告製品は、遅くとも、昭和52年から、松屋によって日本に輸入され、販売されるようになった。その後、松屋と原告ストック社が、平成2年に、両者の合弁会社であるスキャンデックスを設立し、スキャンデックスが原告製品の輸入、販売を扱うようになった。

スキャンデックスが原告製品の輸入、販売を扱うようになってから以降の、原告製品の販売数量、売上高及び宣伝広告費の詳細は、別紙「原告製品の販売数量、売上高及び宣伝広告費」のとおりである。（ただし、平成20年度の販売数量は4万4091脚が正しい（甲69）。）

また、原告ストック社が、平成11年から平成21年までに日本に出荷した原告製品の数量は、別紙「原告製品の日本に対する出荷数量」のとおりである。

エ 昭和54年2月22日の日本経済新聞の夕刊に松屋による原告製品の広告が掲載された。

その後の、原告製品の雑誌等への掲載状況については、別紙「原告製品の雑誌等への掲載状況」のとおりである。

そして、昭和62年ころには、原告ストック社の表示を付した原告製品のパンフレット（甲19）が作成され、また、スキャンデックスは、平成15年ころ、原告ストック社の表示を付した原告製品の宣伝用パンフレット（甲31）を作成していた。

オ 旧アップリカ社は、平成17年10月31日から被告製品2の販売を開始し、平成19年10月25日から被告製品1の販売を開始した。

被告は、旧アップリカ社から事業譲渡を受け、平成20年4月1日から被告製品を販売している。

(2) 争点2-1（原告製品の形態が不競法2条1項1号の周知な「商品等表示」に該当するか）について

ア 原告製品の形態の周知性について

原告製品の形態は、上記(1)アのとおりであり、4本の脚から構成される一般的な子供用のいす（甲12、27参照）と比べると、特徴的な形態を有するといえる。

そして、上記(1)ウのとおり、原告製品は、遅くとも昭和52年から日本で販売されるようになり、その販売数量は、年々増加し、平成4年度には年間販売数量が1万脚を突破し、平成8年度以降は年間2万脚以上、平

成13年度以降は年間3万脚以上販売され、平成17年度には年間約4万脚販売された。

そして、上記(1)エのとおり、原告製品についての広告は、遅くとも昭和54年2月には新聞に掲載され、平成元年以降は、ほぼ毎年、様々な種類の雑誌に、原告製品の紹介記事や、原告製品の宣伝広告記事等が掲載された。平成元年4月発行の雑誌には原告ストック社のいすとして原告製品が紹介され、平成2年5月発行の雑誌に掲載された原告製品の宣伝広告記事には原告ストック社の表示がある(甲21)。平成13年7月発行の雑誌に掲載された原告製品を紹介する宣伝広告記事にも原告ストック社の表示がされており(甲29)、平成15年発行の雑誌では原告ストック社を紹介する記事の中で原告製品が紹介され、さらに、平成16年以降発行の雑誌に掲載された原告製品を紹介する宣伝広告記事には、原告ストック社の表示がされている(甲32, 38, 39, 41)。また、昭和62年ころ松屋が作成した原告製品のパンフレットには、原告ストック社の表示があり、スキヤンデックスが平成15年ころに作成した原告製品のパンフレットにも原告ストック社の表示がある。

イ 上記アの事実を総合すれば、原告製品の形態は、遅くとも、旧アップリカ社が被告製品2の販売を開始した平成17年10月31日までには、原告ストック社の商品等表示として周知なものになっていたといえる。

なお、原告らは、原告製品の形態が原告ら、すなわち、原告オプスヴィック社及び原告ストック社の商品等表示であると主張する。しかしながら、原告製品が原告オプスヴィック社の商品であると紹介している雑誌の記事や広告が存在したことや、原告製品のパンフレットに原告オプスヴィック社の表示があったことを示す証拠はなく、原告製品が原告オプスヴィック社の商品として製造、販売されていたとも、需要者が原告製品を原告オプスヴィック社の商品であると認識していたとも認めることはできないから、原告製品の形態を原告オプスヴィック社の商品等表示であるといえることはできない。

ウ 被告の反論について

(ア) 被告は、原告製品と形態が類似するいすを販売している会社が多数存在していること、また、原告製品の形態と類似する登録意匠が昭和60年ころから存在していたことから、原告製品の形態はありふれた形態である旨主張する。

確かに、証拠(乙7ないし16)によれば、原告製品の形態と類似点を有する商品が販売されていた事実が認められる。また、証拠(乙21ない

し24)によれば、昭和62年、平成9年ないし平成11年に原告製品の形態と類似点を有するいすの意匠が登録されたことが認められる。しかし、上記類似点を有する各商品や、上記各意匠に対応したいすが、いつの時点からどれぐらいの数量販売されていたのかは証拠上明らかではなく、これらの商品や登録意匠が存在することから直ちに原告製品の形態がありふれたものであると認めることはできない。

(イ) 被告は、原告製品の形態のうち、特に、脚板と側面板との角度が約66度であることと、側面板に彫られた多数の溝があることは、技術・機能に由来するものであるから、これらの形態に自他識別力や出所表示力を認めるのは相当でないと主張する。

しかし、そもそも、原告製品が側面部分について側面板と脚板とから成る形態を採用していること自体は、何ら技術・機能に由来するものではなく、子供用のいすの側面部分の構成としては様々な形態が採用可能であるから(甲12, 27参照)、原告製品のような形態を採用した結果として、側面板と脚板とが形成する角度を70度前後に設計することが適切となる(乙18)としても、そのことによって、上記形態自体が技術・機能に由来するものとなるわけではない。

また、座板や足のせ板の位置を調節する方法としては、ねじ等の留め具で留めたり、バネで調節したりするなど様々な方法が考えられるのであるから、側面板に多数の溝を設けることが技術・機能に由来するものであるとはいえない。

(ウ) 以上のとおりであるから、被告の反論はいずれも失当である。

### (3) 争点2-2 (原告製品の形態と被告製品の形態が類似するか) について

ア 原告製品の形態は、前記(1)アのとおりであり、被告製品の形態は、前記(1)イのとおりである。

両製品の形態は、① 側面部分が側面板と脚板とから構成されており、脚板は地面と並行に配置され、脚板の先端と側面板の下端が接続されて、側面から見た場合、側面板と脚板とで略L字型の形状を形成しており、側面板と脚板との角度は約66度(原告製品)ないし約65度(被告製品)であり、側面板と脚板とから構成される側面部分は二組あり、いずれも地面に対して垂直に配置され、また、二組の上記側面部分は平行に配置されている点、② 側面板には地面と平行(原告製品)ないしほぼ平行(被告製品)に14本(原告製品)ないし13本(被告製品)の溝が形成されており、1枚ずつある座板と足のせ板は、この溝に挿入され配置されている点、③ 側面板の下部及び中央部に1本ずつ金属の棒が配置されている点、④ 側面板の上部に2枚の曲線状の背板が配置されている点において、ほ

ば共通しており、これらの共通点を総合すると、両製品の形態は類似するというべきである。

両製品は、脚板の先端と側面板の下端とが、原告製品においては同一平面で接続され、脚板の前方先端部は鋭角となっているのに対し、被告製品においては脚板の先端と側面板の下端とがジョイントによって立体的に接続され、脚板の前方先端部が丸みを帯びた形状となっている点や、脚板に配置された1枚の横木の位置が、原告製品においては脚板の中央部であるのに対し、被告製品においては脚板の後部である点において差異を有するものの、上記差異点は、上記共通点を凌駕するものとはいえず、両製品の形態が類似するとの上記判断を左右するものとはいえない（被告は、このほかにも、両製品の形状や寸法の差異を指摘するものの、いずれも、ささいな差異にとどまり、上記類似の判断を左右するものではない。）。

#### イ 被告の反論について

(ア) 被告は、被告製品は折り畳むことが可能となっており、原告製品とは類似しない旨主張する。

しかし、商品形態の類似は、商品として使用される状態において比較、検討されるべきであって、被告製品においても、いすとして使用される時の形態で原告製品と比較、検討されるべきである。そうである以上、被告製品が折り畳めることは、形態の差異とはいえない。

(イ) 被告は、被告製品において、テーブルは製品に不可欠な構成であると主張し、この点からも原告製品と類似しないと主張する。

しかしながら、被告製品において、テーブルは取り外し可能な部品であり、子供がある程度成長してからは取り外して使用されることが予定されていること（甲62）からすれば、両製品の形態の比較においては、テーブルを取り外した被告製品の形態が原告製品の形態と比較されるべきである。

(ウ) 被告は、被告製品の形状は意匠登録されており、その審査において被告製品と原告製品とは類似しないと判断されたと主張する。しかしながら、被告製品の形状が意匠登録されたからといって、直ちに不競法2条1項1号の類似性が否定されるべきことになるわけではないことは明らかである。

(エ) 以上のとおりであるから、被告の主張する点は、両製品の形態が類似するとの判断を左右するものとはいえない。

#### (4) 争点2-3（混同のおそれの有無）について

ア 上記(3)のとおり、原告製品の形態と被告製品の形態は類似している。

また、原告製品も被告製品も子供用のいすであり、両製品の主な需要者はいずれも小さな子供を持つ親たちであって共通している。さらに、原告製



品の定価は、2万8350円（消費税込み。甲1）であり、他方、被告製品の定価は、2万6040円（消費税込み。甲51）であって、両製品の価格帯もほぼ同じである。

以上の事実によれば、被告製品に接した需要者において、被告製品が、原告ストック社の商品である、あるいは、原告ストック社の関係する会社の商品であると誤信するおそれがあるといえることができる。

イ 被告は、被告製品に被告商標を明示しており、需要者が原告製品と被告製品を混同することはない旨主張する。

しかしながら、被告製品の左の側面板の上部に「A p r i c a」のロゴが存在することは認められるものの（弁論の全趣旨）、同表示は被告製品全体の大きさに比べ小さなもので、需要者の目に留まらないこともあり得ることであり、仮に需要者が同表示を認識することがあったとしても、上記アのとおり、少なくとも、需要者において、被告製品が原告ストック社の関係する会社の商品であると誤信するおそれはあるといえるから、上記被告の主張には理由がない。

#### (5) まとめ

以上によれば、原告ストック社の周知な商品等表示である原告製品の形態と類似する形態を有する被告製品を被告が製造、販売する行為は、出所の混同を生じさせるおそれがある行為であり、不競法2条1項1号の不正競争行為に該当する。

これに対し、前記(2)イのとおり、原告製品の形態は、原告オプスヴィック社の商品等表示とは認められないから、原告オプスヴィック社の不競法に基づく請求は、理由がない（原告オプスヴィック社につき、一般不法行為に基づく請求も認められないことは前記1で説示したとおりである。）。

### 3 争点4（被告は、旧アップリカ社が平成20年3月31日以前に被告製品を製造、販売したことについて責任を負うか）について

(1) 前記第2の1(3)のとおり、被告は、平成20年4月1日に旧アップリカ社から事業譲渡を受けたものであるが、仮に旧アップリカ社と被告との間に商号の続用（会社法22条1項）が認められるとしても、被告は、旧アップリカ社の債務について責任を負わない旨の登記をしているから、被告は、旧アップリカ社の債務について責任を負わない（同条2項）。

(2) 原告らは、被告が免責登記を理由に旧アップリカ社の債務について責任を負わない旨主張することは信義則に反すると主張する。

証拠（甲54ないし56、57の1ないし7、58の1ないし4）及び弁論の全趣旨によれば、① 旧アップリカ社の代表取締役であった葛西康仁、葛西得男が被告の取締役に就任していること、② 旧アップリカ社と被告の

本店所在地が同一であること、③ 被告が、旧アプリカ社のドメイン名である「(ドメイン名は省略)」を使用していること、④ 被告のウェブサイトにおいて、旧アプリカ社の歴史が記載されていること、⑤ 被告が、旧アプリカ社が行っていた製品のリコール及びサービスキャンペーンについて被告のウェブサイトに掲示していること、⑥ 被告が、旧アプリカ社が製造、販売した製品のリコールの告知を行っていること、⑦ 被告が、旧アプリカ社が使用していた被告製品の品番、品名を続用していることが認められる。

しかしながら、上記①の事実があるとしても、被告の代表者は旧アプリカ社と関係がない人物であること(甲59の1・2、弁論の全趣旨)、上記②ないし⑦の事実は、被告が、旧アプリカ社から事業譲渡を受け、継続して事業を行っている以上、何ら不自然なことではないこと(上記⑤、⑥の事実は、被告が旧アプリカ社から事業譲渡を受けている以上、「アプリカ」ブランドの価値を維持するためにあえて行っているものであると認められる。)に照らすと、上記①ないし⑦の事実があるからといって、被告が会社法22条2項に基づき旧アプリカ社の債務について責任を負わない旨主張することが信義則に反するということとはできないから、原告らの主張は失当である。

#### 4 争点5(原告らの損害ないし損失)について

##### (1) 不正競争行為による損害

前記2のとおり、原告ストック社の周知な商品等表示と認められる原告製品の形態と類似する形態を有する被告製品を被告が製造、販売する行為は、不競法2条1項1号の不正競争行為に該当するので、以下、この不正競争行為による原告ストック社の損害(不競法5条2項)について検討する。

前記3で説示したところによれば、被告は、平成20年4月1日以降の被告製品の製造、販売行為について責任を負う。

証拠(乙28, 29, 35)によれば、被告が平成20年4月1日から平成21年2月20日までに販売した被告製品1の販売台数は272脚で、売上高の合計は411万2741円である。また、前掲各証拠によれば、被告は、上記期間中に被告製品2も販売していたものの、被告製品2については返品が多く、全体で4脚返品数の方が上回っていることが認められる。よって、上記期間の被告製品2の販売については、被告が利益を受けているとはいえないから、損害の額の算定に当たっては考慮しない。

証拠(乙31, 35)によれば、被告製品1の仕入原価は6500円であると認められるから、上記期間に販売された272脚の被告製品1に係る仕入原価は、176万8000円であると認められる。

また、証拠（乙32ないし35）によれば、被告製品1台当たりの運送費用は439円と認めるのが相当であるから、上記期間に販売された272脚の被告製品1に係る運送費用の合計は、11万9408円であると認められる。

以上によれば、上記期間における被告製品1の販売による被告の利益額は、222万5333円と認められ、不競法5条2項により、この額が原告ストック社の損害の額と推定される。

（計算式：411万2741円－176万8000円－11万9408円＝222万5333円）

## (2) 弁護士費用

本件事案の内容等にかんがみれば、被告の上記不正競争行為と相当因果関係を有する原告ストック社に係る弁護士費用は、22万円と認めるのが相当である。

## 5 差止請求について

被告は、前記第2の1(2)のとおり、現在においても被告製品1を製造、販売しており、原告ストック社の営業上の利益を侵害しているといえるから、同行為を差し止める必要があり、また、上記侵害行為を組成している被告製品1の廃棄の必要性も認められる（なお、原告ストック社は、被告製品2については本件訴訟において差止め等を請求していない。）。

## 6 まとめ

以上によれば、原告ストック社は、被告に対し、不競法3条1、2項に基づき、被告製品1の製造及び販売の差止め並びに同製品の廃棄を求めることができ、また、被告には前記不正競争行為について少なくとも過失が認められるから、不競法4条に基づき244万5333円及びこれに対する不正競争行為の後である平成21年2月21日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

原告らは、被告に対し、不競法14条に基づき謝罪広告の掲載を求めているものの、原告オプスヴィック社の不競法に基づく請求に理由がないことは前記2のとおりであり、また、被告製品の製造、販売によって原告ストック社において上記損害の賠償によっては回復し難い営業上の信用の低下があったことを認めるに足りる証拠はないから、被告に原告ストック社に対し謝罪広告の掲載を命ずる必要性はない。

## 第4 結論

以上によれば、原告ストック社の請求は、主文第1項ないし第3項記載の限度で理由があるから認容し、その余の請求は理由がないから棄却し、原告オプスヴィック社の請求は、いずれも理由がないから棄却し、主文第1項及び第2項については仮執行宣言は相当でないからこれを付さないこととし、主文のと

おり判決する。

## 【論 説】

1. この判決事件の判決文における表題が「著作権侵害行為差止請求」とあるから、著作権関係の事件と思って読み始めたら、不競法2条1項1号も請求原因として争点の一つとなっていた事件であることがわかった。

しかし、まず「いす」という物品のデザインが、わが国の著作権法が規定する美術の著作物として保護の対象となるかが争われた理由は、ノルウェー国の原告のP O社とS社が、同国の工芸デザイナーのピーター・オプスヴィックがデザインした「いす」を製造、販売していたところ、大阪市のACP社がそのデザイン（商品形態）と類似する商品が無断で製造、販売したことから問題となったのである。

2. そこで、まず争点1として原告らが主張する本件「いす」のデザインは著作物であり、わが国著作権法による保護の対象となるものなのかについての裁判所の考え方を見る。

判決は、著作権法2条1項1号と同条2項について引用し、これらの規定は意匠法等との関係から、「実用に供され、あるいは産業上利用されることが予定されているもの（いわゆる応用美術）は、それが純粹美術や美術工芸品と同視することができるような美術性を備えている場合に限り、著作権法による保護の対象になるという趣旨であると解するのが相当である。」と、説示する。

しかし、本件「いす」のデザインにあっては実用品のデザインであり、その外観は純粹美術や美術工芸品と同視し得るような「美術性」を備えているものとは認められないとして、わが国著作権法による保護を否定したのである。

ところで、判決による前記説示は、侵害裁判所が判決するとき使用する決まり文句のような説明であるところ、（いわゆる応用美術）と記載する解釈はおかしいと思う。「応用美術」という日本語の意義は必ずしも一定していないし、英語で直訳した“applied art”では意味がわからない。

しかし、“An artistic work applied to articles”とか“An artistic work applied to objects for practical use”と英訳すれば、意味はわかる。即ち、「物品に応用（利用）した美術作品」である。すると、ここに物品とは「製品（products）」と換言することができるのであれば、「工業上利用することができる意匠」という意匠法3条1項柱書の規定に出会うことになる。そして、「意匠」については同法2条1項に定義がある。

ところが、浜田庄司や河井寛次郎やバーナード・リーチらが製作した民芸品と称される壺や皿などの陶器は一品製作品ではあっても、それらは元々、実用

のための作品である（柳宗悦は「用の美」と言っている）。換言すれば、彼らは物品を媒体として自分が表現したい美を形態（かたち）に生み出しているから、それを以って「美術工芸品」と呼ばれている所以である。したがって、それは本質的にはあくまでも純粋美術品であって、応用美術品と呼ばれるようなものではないから、今までの通説は誤りである。

では「応用美術品」と呼ばれるもの、即ち“An artistic work applied to articles”に属するものには何があるかといえ、最初は純粋美術作品として創作されたものが、後日になって自分又は他人のために利用されて商品化したものをいうのである。マンガ・キャラクターの絵はその典型であり、あとは言わずもがなである。（「商品化権」に関する多くの拙著参照）<sup>1)</sup>

3. ところで、原告は「応用美術」の保護に関して、ベルヌ条約2条7項を引用しているが、この規定は私がこのような問題のときにいつも引用する規定であるところ、「応用美術の著作物及び意匠の保護の条件は、7条(4)の規定にしたがうことを条件として、同盟国の法令の定めるところによる。本国において専ら意匠として保護される著作物については、他の同盟国において、その国において意匠に与えられる特別の保護しか要求することができない。ただし、その国においてそのような特別の保護が与えられない場合には、それらの著作物は、美術的著作物として保護される。」とある。

この規定の内容からも予想できるように、特にヨーロッパでは、デザイン保護法である意匠法は著作権法を一般法とする特別法の地位づけをされているのである。そして、原告らの本国ノルウェーでは、「いす」のような家具にあっても著作権法による保護が与えられる法制度となっているようである。

そして、その保護期間について7条4項は、「写真の著作物及び美術的著作物として保護される応用美術の著作物の保護期間を定める機能は、同盟国の立法に留保される。ただし、その保護期間は、それらの著作物の製作の時から25年よりも短くてはならない。」と規定する。

すると、応用美術の著作物と意匠との関係はその保護対象となる内容の相違が曖昧かつ不明であることから、区別できないものとして最短25年としている。私が、現行意匠法の改正時（平成11年法）に提言として、意匠権の存続期間を出願日から25年間を強調したのは、ここに根拠があったのである。しかし、わが国特許庁は、なぜか、時期尚早を理由に登録日から20年間に改正するにとどまった。（この問題は、意匠権の効力発生のための起算日を出願日とするか設定登録日とするかによって、意匠権の侵害行為に対する損害賠償請求権の行使に関係する。）<sup>2)</sup>

4. 「いす」のデザインの著作物性をめぐっては、「ニーチャ」事件（最高判平成3年3月28日）があるから、参照されたい<sup>3)</sup>。この事件でも、結局、著作物性は否定された。

5. 次に、裁判所は、争点2として不競法2条1項1号（商品形態の周知・混同性）の適用の可否について判断した。まず原告製品（商品とは言っていない。）の形態について、判決は、「4本の脚から構成される一般的な子供用のいすと比べると、特徴的な形態を有する」と認定した。

また、原告製品についての広告は、おそくとも昭和54年2月には新聞掲載され、平成元年以降は、ほぼ毎年、様々な種類の雑誌に紹介された記事や宣伝広告記事には原告S社の表示がある事実を総合すると、「原告製品の形態は、おそくとも、旧A社が被告製品2の販売を開始した平成17年10月31日までには、原告S社の商品等表示として周知なものになっていたとすることができる」と認定した。

しかし、原告製品が原告PO社の商品であると紹介している雑誌の記事や広告は証拠上認められないから、需要者が同社の商品であると認識していると認めることはできないと認定した。

6. 両製品についての商品形態の類似について、裁判所は類似すると判断したが、この判断に際し裁判所は、被告の反論に、次のように対応し認定している。

(ア) 被告製品は折り畳み可能だから、原告製品とは類似しないとの主張に対し、「商品形態の類似は、商品として使用される状態において比較、検討されるべきであって、被告製品においても、いすとして使用される時の形態で原告製品と比較、検討されるべきである。そうである以上、被告製品が折り畳めることは形態の差異とはいえない。」と認定した。

(イ) 被告製品ではテーブルは不可欠な構成であるから、原告製品とは類似しないとの主張に対し、「被告製品において、テーブルは取り外し可能な部品であり、子供がある程度成長してからは取り外して使用されることが予定されていることからすれば、両製品の形態の比較においては、テーブルを取り外した被告製品の形態が原告製品の形態と比較されるべきである。」と認定した。

(ウ) 被告製品の形状は意匠登録されているから、その審査において被告製品と原告製品とは類似しないと判断されたとの主張に対し、裁判所は「被告製品の形状が意匠登録されたからといって、直ちに不競法2条1項1号の類似性が否定されるべきことになるわけではないことは明らかである。」と認定した。

しかし、なぜ類似性が否定されることが明らかなのかについて説示されていないのは疑問である。

被告が被告意匠の出願を何日したのか不明であるが、もしその出願日前に原告意匠が公知になっていたのであれば、被告の登録意匠には登録無効事由があることになる。

(エ) 以上の点から、裁判所は、被告が主張する点は、両製品の形態が類似するとの判断を左右しないと認定した。

7. 次の争点2-3の混同のおそれの有無について裁判所は、前記した製品形態の類似に加え、両製品の価格帯がほぼ同じであることにも注目した。

すると、需要者は、被告製品が原告S社の商品か、又は同社の関係会社の商品かと誤信するおそれがあると認定した。

これに対し、被告は、被告独自の商標を明示しているのだから、需要者が両社製品を混同することはないと主張したけれども、被告製品には「Aprica」のロゴは認められても小さいし、需要者の目に留まらないこともあり得るし、また需要者が被告製品を原告S社の関係会社の商品と誤信するおそれがあることを理由に、混同は避けられないと認定した。

これによって、裁判所は、被告の行為は不競法2条1項1号の不正競争行為に該当すると認定し、被告による不正競争行為は成立したのである。

8. なお、判決では、不競法事件にあっても、商品形態とせず製品形態の用語を使用しているが、その理由は原告がそれを著作権侵害事件から一貫して使用していることであろうが、この点について裁判所としては一言あってもよいのではないかと思う。けだし、両概念は登場する場が違う法律用語だからである。例えば、意匠法2条1項と商標法2条1項1号・不競法2条1項1号とを比較すればよい。

- 1) 牛木理一：意匠法の研究（四訂版）357頁以下の「応用美術の法的保護」の章で多角的に論じているから、まずこれから入ることをおすすめする。商品化権問題はここから入門するとわかり易い。
- 2) 牛木理一「日本の意匠保護制度のあり方」パテント1995年11月号（デザイン キャラクター パブリシティの保護197頁悠々社に収集）
- 3) 牛木前掲「研究」370頁

〔牛木 理一〕

## 被告製品目録 1

製品名 木製チェア マミーズカドルBR  
品番 66030

製品名 木製チェア マミーズカドルRD  
品番 66031

製品名 木製チェア マミーズカドルBL  
品番 66032

製品名 木製チェア マミーズカドルWH  
品番 66036

## 被告製品目録 2

製品名 木製ハイローチェアマミーズカドルBR  
品番 66010

製品名 木製ハイローチェアマミーズカドルRD  
品番 66011

製品名 木製ハイローチェアマミーズカドルBL  
品番 66012

製品名 木製ハイローチェアマミーズカドルWH  
品番 66016



## 原告製品目録

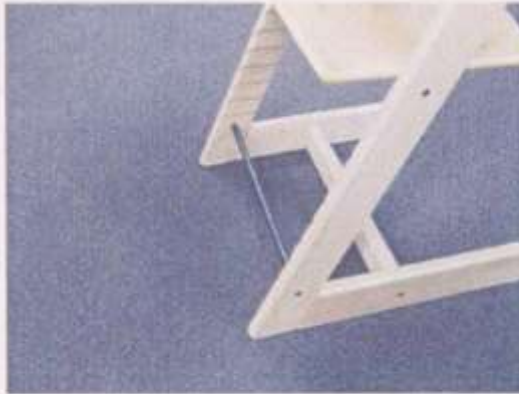
製品名    TRIPP TRAPP (トリップ・トラップ)  
カラー    ナチュラル, ホワイト, ホワイトウォッシュ, チェリー, クルミ,  
            ブラック, レッド, ターコイズ, ピンク, グレー, イエロー, グリー  
            ン

原告製品形態及び被告製品形態の詳細比較写真

【原告製品】

【被告製品】

写真①-1



し字板は側面板と脚板とで構成されており、側面板と脚板は同一平面上に1枚の板として直接接続されている。

写真①-2



側面板と脚板は1枚の板として直接接続されていない。折り畳み可能とするため、側板と脚板とは立体状に（側面板と脚板は同一平面上にない）ジョイント金具をもって接続されている。

写真②-1



側面板は平らである。

写真②-2



側面板には立体状に突出した箇所がある。

写真③-1



側面からの外観上側面板と脚板の接続箇所は前方先端であり、脚板の前方先端は鋭角となっている。

写真③-2



側面から外観上、側面板と脚板の接続箇所は前方先端部より9.5cm後方部にあり、脚板の前方先端部は丸みをもった形状となっている。

写真④-1



(側面板にはロゴがなく、横木の後方側面に存在する。)

写真④-2



左側に配置される側面板には「Aprica」のロゴが存在する。

写真⑤-1



座板後方部分は波状に加工されている。

写真⑤-2



座板後方部分は丸みをおびた形状に加工されている。



写真⑥-1

足のせ板後方部分は波状に加工されている。

写真⑦-1



背板2枚の間には3.4 cmの距離がある。  
背板2枚の裏面左右端にある、ネジ止め用金属の形状は長形状である。



写真⑥-2

足のせ板後方部分は丸みを帯びた形状に加工されている。

写真⑦-2



背板2枚の間には9.1 cmの距離がある。  
背板2枚の裏面左右端にある、ネジ止め用金属の形状は円形状である。



写真⑧-1



横木は、脚板の中央部分に接続している。

写真⑧-2



横木は、脚板の後方部分に接続している。

写真⑨-1



横木の后方側面には、赤字で「STOKKE」と記載された上、黒字で注意書きが記載されたシールが貼付されている。

写真⑨-2



(横木にはロゴがなく、側面板に存在する。)また、横木は、地面に対し水平に配置されている。

写真⑩-1



テーブルは存在しない。

写真⑩-2



テーブル（前方部分は丸みを帯びた形状に加工され、縁部分はより厚みを帯びた形状に加工されている。）

写真⑪-1



ベビーガードは、ビスなしで取り付けられている。

写真⑪-2



ベビーガードは、側面板の後方にビスで、取り付けられている。

写真⑫-1



2枚の背板の間に、薄いベージュ色の曲線状プラスチック製補強背板が配置される。

写真⑫-2



プラスチック製補強板は配置されない。

写真⑬-1



ベビーガードの曲線板は小さく歪曲している。

写真⑬-2



ベビーガードの曲線板は大きく歪曲している。



各製品の全体の形態

1 原告製品



2 被告製品

